

仕 様 書

1 設置場所

所在地	設置場所	設置面積	設置台数	
松阪市立野町 1 2 9 1 番地	三重県立 みえこどもの城	屋内 4 箇所 計18.00㎡	計 6 台	合計 7 台
		屋外 1 箇所 計3.00㎡	計 1 台	

- ① 設置面積には、2(7)ヶの回収ボックスを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。
- ② 設置場所の詳細は別紙 1-1 ~ 1-3 のとおりです。

2 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及びみえこどもの城条例（平成元年三重県条例第四号）第3条第1項の規定に基づく指定管理導入施設として、設置事業者に対し、行政財産である土地及び建物の一部に自動販売機を設置します。

(2) 設置期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とし、契約期間の満了をもって終了します。

したがって、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな設置契約が締結される場合を除き、期間の満了の日までに設置場所を明け渡さなければなりません。尚、新設作業は令和3年3月31日、また撤去作業は令和6年3月31日とします。

(3) 販売手数料の算出と支払

販売手数料率は、入札により決定した割合とし、毎月末にその月の売上に基づいて算出した販売手数料を、翌月20日（金融機関休業日の場合は翌日）までに指定口座に振り込むものとします。

(4) 年間販売手数料（12ヵ月分）の保証

毎月の販売手数料は上記2(3)のとおりとしますが、次表のとおり年間販売手数料（12ヵ月分）を保証していただきます。年間販売手数料額が次表の年間販売手数料保証額に満たない場合は、その差額分をお支払いいただきます。不足なき場合はこの限りではありません。

	設置場所	内 容	年間販売手数料保証額 (税別)
物件 ①	1 F エントランス部	缶・ペットボトル飲料自動販売機 1台	174,000 円
物件 ②	1 F エントランス部	電子レンジ内蔵冷凍食品自動販 1台	28,000 円
物件 ③	1 F エントランス部	アイスクリーム自動販売機 1台	63,000 円
物件 ④	2 F エレベーター横 部	アイスクリーム自動販売機 1台	67,000 円
物件 ⑤	2 F プレイランド部	缶・ペットボトル飲料自動販売機 1台	72,000 円
物件 ⑥	3 F アートスペース 部	缶・ペットボトル飲料自動販売機 1台	16,000 円
物件 ⑦	館外 ログハウス部	缶・ペットボトル飲料自動販売機 1台	30,000 円

※ この保証額については、消費税率改定などにより商品価格の変更等が生じた場合、見直す可能性があります。

(5) 必要経費

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。（※分電盤からの配線、コンセントの設置工事等全て設置事業者の負担となります。）
- ② 光熱水費は設置事業者の負担とします。設置事業者において自動販売機ごとに計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費（1kwあたり単価20円）を、指定管理者が指定する期限までに全額納入してください。ただし、契約期間内に電気料金の大幅な改定があった場合は協議することとします。

(6) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や二

酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、夜間等はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた機種とすること。

イ 500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。旧500円硬貨が使用できない場合は、その旨表示すること。

ウ ユニバーサルデザインに配慮した機種とすること。

(7) 契約期間中の遵守事項

ア 設置事業者は、本件に係る自動販売機の売上状況を、別に指定する期日までに毎月提出すること。

イ 入札条件を遵守し、販売手数料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

エ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、指定管理者の指示に従うこと。

オ 販売品目は、清涼飲料水等の飲料及び食料品とし、商品の具体的な構成については現在設置している自動販売機と同程度とするが、落札決定後に協議を行うこと。

また、飲料の自動販売機を複数台設置する場合は、各販売機における販売品目の1割程度は他の販売機の販売品目と重複しないように品揃えすること。

カ 酒類の販売は行わない。

キ 一般的な自動販売機の販売価格を基準として販売すること。

ク 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理および清掃については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を充分に行うこと。

ケ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。また、回収ボックス以外に指定管理者が定める場所に保管する使用済み容器の回収も行うこと。

コ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

サ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒防止に配慮し安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

シ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

ス 補充等の作業日時については、事前に協議し運営に支障のないこと。

セ 以上の条項に関し重大なトラブル等が発生した場合は、この契約を解除する。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を指定管理者に請求することができません。

3 問い合わせ先

松阪市立野町1291番地 中部台運動公園内

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団

総務・子ども若者育成事業部

担 当 蔭間、松原

電 話 0598-23-7735

FAX 0598-23-7792

自動販売機設置場所について

	設置場所	内容	許可スペース
物件 ①	1F エントランス部	缶・ペットボトル飲料自動販売機 1台/100V対応(現存)	幅 1200mm 以内 奥 800mm 以内 高 1900mm 以内
物件 ②	1F エントランス部	電子レンジ内蔵冷凍食品自動販売機 1台/100V及び200V単相對応 (現存)	幅 1200mm 以内 奥 1100mm 以内 高 1900mm 以内
物件 ③	1F エントランス部	アイスクリーム自動販売機 1台/100V対応(現存)	幅 1200mm 以内 奥 1100mm 以内 高 1900mm 以内
物件 ④	2F エレベーター横部	アイスクリーム自動販売機 1台/100V対応(現存)	幅 1200mm 以内 奥 800mm 以内 高 1900mm 以内
物件 ⑤	2F プレイランド部	缶・ペットボトル飲料自動販売機 1台/100V対応(現存)	幅 1200mm 以内 奥 800mm 以内 高 1900mm 以内
物件 ⑥	3F アートスペース部	缶・ペットボトル飲料自動販売機 1台/100V対応(現存)	幅 1200mm 以内 奥 800mm 以内 高 1900mm 以内
物件 ⑦	館外 ログハウス部	缶・ペットボトル飲料自動販売機 1台/100V対応(現存)	幅 1200mm 以内 奥 800mm 以内 高 1900mm 以内

※ 参考：令和元年度みえこどもの城総利用者数 192,783名